

北海道告示第10913号

「北海道ふぐの処理及びふぐ処理者の認定に関する取扱要綱（令和3年6月1日付け食衛第313号）」第4の規定により、次のとおり令和3年度（2021年度）ふぐ処理者認定試験を実施する。

令和3年6月28日

北海道知事 鈴木 直道

1 試験日時、試験会場及び受験定数

(1) 試験日時及び試験会場

ア 学科試験及び鑑別試験（筆記試験のみ）

令和3年11月24日（水）13：30～15：00

TKP札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム3A

（札幌市北区北7条西2丁目9）

イ 処理試験（実技試験）

令和3年11月25日（木）10：00～15：00のうち、指定された時間

（試験時間は、試験通知書により別に通知する。）

札幌保健医療大学5号館2階 調理実習室

（札幌市東区中沼西4条2丁目1番15号）

(2) 受験定数

64名

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ 関係法規

ウ ふぐの種類と鑑別

エ ふぐの処理と鑑別

オ ふぐの一般知識

(2) 鑑別試験

ふぐの写真からその種類を鑑別し、標準和名を答えること。

(3) 処理試験

ア マフグ1尾を処理し、食用可能な部位と不可食部位を分けること。

イ アの臓器の種類（肝臓、腎臓、脾臓、心臓、胆嚢、生殖巣（卵巣または精巣）、消化管（胃腸））を、あらかじめ用意された名称札により鑑別すること。

3 受験資格

申し込み時点において道内に在住する者であって、ふぐ処理を行う（予定も含

む) 営業施設の営業者または従事者とする。

4 事前申込みの提出先及び提出期間

受験を希望する者は、受験願書等の提出に先立ち、別に定める様式により、予め事前申込みを行うこと。

(1) 提出先

最寄りの各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室、地域保健室又は地域保健支所（道立保健所又は道立保健所支所）、札幌市保健所、旭川市保健所、市立函館保健所、又は小樽市保健所。

(2) 提出期間

令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（郵便等により送付する場合は、令和3年8月27日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。）。

(3) 受付結果の通知

1 (2) の受験定数を超える申し込みがあった場合、抽選により受験可能な者を選定する。

なお、受験の可否については、申込受付通知書により申込者全員に通知する。

(4) 事前申込用紙の請求先並びに問合せ先

事前申込用紙は、(1) の提出先窓口及び北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課ホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.htm>）で配布する。

郵送を希望する者は、その送付先を記した封筒（送料として84円に相当する切手を貼り付けたもの）を添えて申し込むこと。

なお、受験に関する詳細については、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号011-204-5261）に問い合わせること。

5 受験願書等の提出先及び提出期間

4 (3) により、受験可能である旨の通知を受けた者は、次により受験願書等を提出すること。

(1) 提出先

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目）

(2) 提出期間

令和3年9月27日（月）から同年10月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで（郵便等により送付する場合は、令和3年10月8日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。）。

（3）その他

受験願書用紙は、4（3）により受験可能と選定された者に対し、郵送で配布する。

なお、事前申込みを行わずに提出された受験願書及び事前申込みを行っても上記提出期間を過ぎて提出された受験願書は受け付けず、返送するものとする。

6 提出書類

（1）受験願書

1通

（2）写真

1葉（縦4センチメートル×横3センチメートルの大きさのものとし、出願前3か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもの。また、裏面には、必ず氏名を記載すること。）

7 試験手数料

1万7,700円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。

8 受験票の送付

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課は、試験日時及び試験会場等を記載した受験票を受験申請者あて送付する。

なお、令和3年11月8日（月）までに受験票が到着しない受験申請者は、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課あて問い合わせること。

9 合格発表

令和4年1月7日（金）午前9時から

合格者の発表は、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課、道内の保健所等に合格者の受験番号を掲示するとともに、北海道庁のホームページに記載する。

なお、合格者には合格証書を送付する。

10 注意事項

（1）受験申請者は、2の（2）の処理試験に使用する包丁及び作業衣の他、タオル2枚、スポンジ1個を各自持参すること。

（2）今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況等によっては、受験願書受付

後であっても、試験を延期または中止する可能性があること。

(3) 試験当日は、マスク着用のほか、手指の消毒など新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力すること。

(4) 試験当日に発熱等の体調不良が認められる場合、受験を認めないことがあること。